



控

平成27年11月24日

近畿税理士会
会長 浅田恒博殿

近畿青年税理士連盟

代表幹事 三谷智



〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目3番1-600号
大阪駅前第1ビル6階1-102号
TEL06-6456-3312

税制改正に関する意見書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は近畿青年税理士連盟の活動に対し、深いご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴会におかれましては「平成29年度税制改正に関する意見書」の作成にあたり、広く会員より意見・要望の提出を求めておられます。

そこで当連盟は貴会の要請に応えるべく、当連盟において取り纏めた税制改正に関する意見書を提出することにしました。

参考意見として取り上げていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、内容につきましては、以前取り上げられた項目につきましても、当連盟の要望として再度掲載しているものがあることをあらかじめお断りしておきます。

敬 具

税制改正に関する意見書

近畿青年税理士連盟
代表幹事 三谷智

はじめに

税理士は税理士法第1条の理念に基づき、申告納税制度のもとで納税者の信頼にこたえ、納税者の納税義務の適正な実現を図ることを通じて納税者の権利を擁護することをその使命としている。また、税理士法第49条の11において、税理士会は、租税等について権限のある官公署に建議できる権利が与えられている。これは税の専門家集団である税理士会には、税に関する法案の立案過程において意見を述べることで、専門家の立場から税制に関するチェック機能を果たすという国民の負託に応えていくことが求められているからである。

我が国の現状は、核家族化や少子高齢化が進み、多くの国民は、年金・介護・医療などの社会保障制度に不安を感じている。その中で、特に消費税率が10%になった際に導入が検討されている軽減税率は採用すべきではなく、消費税率は単一税率を維持するべきである。軽減税率の導入は、消費税の逆進性による低所得層への配慮も高得者層にも適用されるため、大きな効果は期待できない。また、特定の対象品目に限定することは特定の企業への優遇となり、隠れた補助金と言われる租税特別措置法の二の舞となりかねない。

そこで、私たち近畿青年税理士連盟は、税制の公平性、中立性を念頭に置き更なる安定的な財源確保に資するため、従来からの主張と新規要望項目15項目を加えた43項目に集約し、ここに意見表明する。

目 次

I 重点要望項目.....	5
1. 軽減税率導入に反対である.....	5
2. (新) 年金課税の見直し.....	5
3. (新) 租税特別措置法の廃止による法人税率引下げ.....	6
4. (新) 社会福祉法人の行う医療保健業への課税.....	7
5. (新) 消費税簡易課税制度の見直し.....	8
II 所得税に関する事項.....	9
1. 所得控除を見直すこと.....	9
1) 基礎控除を大幅に引上げるべきである.....	9
2) 基礎的控除を整理すべきである.....	9
3) 寡婦控除及び寡夫控除を「未婚のひとり親」にも拡大すべきである.....	10
2. 給与所得を抜本的に見直すこと.....	11
1) 確定申告と年末調整の選択制を導入すべきである.....	11
2) フリンジ・ベネフィットに対する課税の適正化を図るべきである.....	11
3. 土地・建物等の譲渡所得に対する課税は総合課税に一元化した上で、損益通算及び繰越控除を認めるべきである.....	11
4. 特定役員退職手当等の課税を見直すべきである.....	12
5. 居住者が年の途中で死亡した場合の準確定申告書の提出期限を、相続税の申告書提出期限とすべきである.....	12
6. 不動産所得に係る損益通算の特例は廃止すべきある.....	12
7. 復興特別所得税を廃止し、所得税に吸収すべきである.....	12
8. (新) 税率構造の見直しをより一層図るべきである.....	13
III 法人税に関する事項.....	13
1. 法人税の欠損金の繰越控除の期間を無期限に延ばし、欠損金の繰越控除の制限をなくすべきである.....	13
2. 法人税法関係特別措置に係る適用額明細書を廃止すべきである.....	13
3. 役員給与の「原則損金不算入制度」をただちに改めるべきである.....	14
4. 退職給付引当金の損金算入制度を創設すべきである.....	14
5. 貸倒引当金の繰入について損金算入を認めるべきである.....	15
6. 同族会社の留保金課税制度を廃止すべきである.....	15
7. 受取配当等については全額益金不算入とすべきである.....	16
8. 特例民法法人から移行した一般財団・社団法人の公益目的支出計画に基づく寄附金等のうち未実現の評価益に係る部分については、全額損金算入とすべきである.....	16
9. (新) 公益法人等に対する課税を見直すべきである.....	16
10. (新) 身体障害者等を雇用する場合の非課税について取扱いを明白にすべきであ	

る.....	17
1 1. (新) 欠損金の繰戻しによる還付期限を延長すべきである.....	17
1 2. (新) 減価償却方法については選択制を維持すべきである.....	18
IV 消費税に関する事項.....	18
1. 「請求書等の保存」を要件とすべきである.....	18
2. (新) 全事業者を納稅義務者とし基準期間を「当該課税期間」とすべきである... ..	18
3. 「一括比例配分方式」は廃止すべきである.....	19
4. (新) 「電気通信利用役務の提供」を受けた場合の仕入税額控除を認めるべきである.....	19
5. (新) 仕入税額控除にかかる推計課税を導入すべきである.....	20
7. インボイス方式の導入に反対である.....	20
V 相続税・贈与税に関する事項.....	21
1. 非上場株式等について納稅猶予の要件を見直し、適用しやすくすべきである....	21
2. 財産評価の基本的事項を法令化するなど整備をすべきである.....	21
3. 連帯納付義務を完全に廃止すべきである.....	22
4. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は廃止すべきである.....	22
5. (新) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は廃止すべきである.....	22
VI その他事項.....	23
1. 少額減価償却資産（所得税・法人税）について見直しを行うこと.....	23
2. 社会保険診療報酬の所得計算の特例を廃止すること（所得税・法人税）	23
3. 開業年における青色申告承認申請書の提出期限を緩和すること（所得税・法人税）.....	24
4. 納稅者権利憲章を制定するとともに、国税通則法の目的規定を改正すること....	24
5. 印紙税を廃止すること.....	25
6. (新) 債却資産税を廃止すべきである.....	25
7. (新) 財産債務調書は廃止すべきである.....	25

I 重点要望項目

1. 軽減税率導入に反対である

消費税は現在単一税率を採用している、そのため所得の多寡にかかわらず同じ税率で消費税が課されることになり、逆進性の問題がある。消費税率の引上げに伴い、逆進性対策として軽減税率の導入が検討されているが、そもそも軽減税率の導入では消費税の逆進性の問題は拡大する結果となり、事業者の事務負担や費用負担の増加、適用範囲の合理的な設定、税収減等々問題が山積みとなっている。

特に以下の観点から、軽減税率の導入は反対である。

- ① 標準税率と軽減税率の区分表示及び集計管理面等で、膨大な事務コストが生じ、逆進性対策の効用に対する社会コストという観点からは問題であること
- ② 課税実務の現場において、適用税率の判定が明確でないものもあり、税率適用の判断に煩雑さを伴うこと
- ③ 軽減税率の適用にあたって、対象品目の線引きを行う際の客観的な判断基準が設定しにくく、経済に対する税の中立性で問題が生じる可能性があり、本来の逆進性対策目的とは外れた、特定業界への優遇措置となってしまうおそれがあること
- ④ 軽減税率の効果は、消費金額の多い富裕層に負担軽減の効果が大きく、逆に逆進性対策をすべき低所得者層は、消費金額も少ないためその効果が小さくなり、逆進性の問題解決にならないこと
- ⑤ 簡易課税制度の適用にあたって、現行の単一税率に比してみなし仕入率を適用する際に、業種区分が現行の6区分から更に細分化されることとなり、複雑化した制度となり簡易課税の制度趣旨（中小企業の事務負担の軽減）から乖離した計算構造と成る。また、現実問題として、そのような設定が可能かどうかも問題であること
- ⑥ 日本が消費税導入時のモデルとしたEU付加価値税制度においても、複数税率の複雑な構造ゆえに制度疲労をおこし、EU内で制度見直し論が出ていること

2. (新) 年金課税の見直し

公的年金等控除額を縮小すべきである。近年、公的年金等控除額の適正化が指摘されてきているものの未だ放置されている。

現行の公的年金課税は、保険料支払い時は「社会保険料控除」が適用され、本来、年金給付時に課税するべきであるところ、給付時は「公的年金等控除額」があるため、実質的に非課税とも言うべき取扱いになっている。社会保険料控除は、一種の課税繰延べ措置であり、年金給付時に保険料を必要経費として控除してしまうと二重の控除となるため、年金の受給金額そのものが収入金額とされるべきであるが、高齢者の生計手段とするための

公的な社会保険制度から給付されることを考慮して、年齢だけにより控除額が決まる、言わば特別扱いともいえる制度となっている。控除額は低所得者・高所得者に関係なく設けられている。少子高齢化の進行と社会保障費の削減・財源確保の観点から見ても、このような高齢者世代への特別扱いは排除されなければならない。公的年金等受給世代と保険料負担世代との間の不公平を解消するために、公的年金等控除額の縮小が必要である。

ただし、公的年金等控除額は、基礎控除（38万円）の上乗せとしての最低生活保障に趣旨があることを踏まえ、現行の最低控除額（70万円）を浸食しない範囲で見直しが必要である。そもそも基礎控除が低すぎるのであり、基礎控除の引き上げにより対処すべきである。以上のことから、次の2点も併せて要望する。

① 所得制限を設けること

公的年金等の受給者である高齢者の間でも、「公的年金等に係る所得以外に所得を有する者」と「公的年金等にかかる所得のみ有する者」とが同じ収入金額であっても課税所得が異なることとなり、高齢者間の水平的公平性が保たれていない。年金収入以外に事業所得や不動産所得等など一定の所得のある者は、公的年金等控除の適用を受けることは無意味に過大な控除となっているといえ、所得制限をかけることにより、公的年金等控除を不適用とすべきである。

② 二重の控除を解消すること

年金を受給しつつ就労をする、年金収入と給与収入の両方がある場合に、公的年金等控除と給与所得控除のそれぞれが適用されるいわゆる「二重の控除」は、同じ年金受給者世代内における公平性を著しく害している。両控除を合算し、一定の金額内での控除とする仕組みにすべきである。

3. (新) 租税特別措置法の廃止による法人税率引下げ

無用な政策税制は、税の本来の役割を阻害する。したがって、効果の実証されないものや特定企業を優遇するもの、経過年数の長い措置は原則として廃止すべきである。そのうえで、法人税率の引き下げを行るべきである。

税法は、通常、税を課すためのものだが、租税特別措置法は、税負担を軽減しあるいは加重することで納税者の経済活動を一定の方向に誘導し、特定の政策目的実現を図るものであり、「公平・中立・簡素」の税制の基本原則の例外とされ、「担税力その他の点で同様の状況にあるにもかかわらず、なんらかの政策目的の実現のために、特定の要件に該当する場合に、税負担を軽減しあるいは加重することを内容とする措置」と定義される。

かつ特定の政策実現という目的のために税を減少させ、税収を減らすのであるから、政策目的に国民的合意があるか、政策手段として税制を用いることが適当かどうかなどについて十分吟味し、その効果と必要性を検証し、真に必要なものに限定する必要がある。特に特定の産業が集中的に支援を受ける優遇措置は、可能な限り廃止・縮減し、既存産業へ

の政策支援の偏りを是正することで、新産業が興りやすい環境を整備していく必要がある。

租税特別措置の中でも適用額が大きなものとして「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除」がある。平成 25 年度における適用件数は 12,703 件であり、適用総額は 6,240 億円であった。そのうち上位 10 社の適用額合計は 2,553 億円であり、全体の 40.9% を占めている。また、業種は輸送用機械器具製造業が 36.1%、化学工業が 18.0% であり、上位 10 社への集中及び特定業種への偏りが明らかになった。

さらに特定の業種に対する優遇が顕著なものとして「使用済燃料再処理準備金」が挙げられる。平成 25 年度における適用件数は 9 件、適用額は 1,268 億円であり、電力会社 9 社のみが適用を受けている。

また、平成 26 年 3 月 31 日に開催された税制調査会法人課税 DG において、平成 24 年度における業種別法人税（国税）の税負担率に関する財務省作成資料が提出されており、租税特別措置による特別税額控除の影響が割合で示されている。これによれば製造業全体で租税特別措置による税負担率の減少割合が 2.6% であるのに対し、サービス業や卸・小売業では 0.2% である。さらに、製造業のうち医薬品は 5.0%、輸送用機械器具は 3.5% と租税特別措置による特別税額控除の影響が特に大きく、業種別に大きな偏りが生じている。

このように、現在の租税特別措置は、特定の企業に集中しており、外資系企業や政治的利権とは無縁の中小企業には適用されない。法人税の高さが国際競争力を弱めるとされ、政府は法人税実効税率の引き下げを検討しているが、仮に法人税の実効税率を引き下げたとしても、特定企業を優遇する不公平な税制が残っていると、相対的にこれらの企業が不利になる点は変わらない。問題は、一度成立した租税特別措置法は、十分な検証もなく、延長され半永久的に継続されていく点にある。

このままの状態で税率の引き下げだけを実施すれば、経済は活性化せず、税収だけが減少するという事態にもなりかねない。そのような事態にならないためにも、現状の租税特別措置法を見直し、 unnecessary のものを廃止したうえで、税率の引き下げを行うべきである。

4. (新) 社会福祉法人の行う医療保健業への課税

社会福祉法人の行う医療保健業は、原則課税とすべきである。

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを主たる目的として、社会福祉法に基づき設立される法人であり、憲法第 89 条の「公の支配」に属する法人として、行政からの補助金や税制優遇（医療保険業の法人税の非課税、不動産取得税・固定資産税の非課税等）を受ける一方、社会的信用の確保のため、基本的に「社会福祉事業のみ」を経営すべきという原則論の下、所轄庁の指導監督を受けてきた。

当初は、社会福祉事業を担う責務と本来的な経営主体を、行政としつつも、事業の実施を民間の法人に委ね、かつ、事業の公益性を担保する方策として、行政機関（所轄庁等）が、サービスの対象者と内容を決定し、それに従い事業を実施する仕組み（以下「措置制

度」という。)が設けられた。その後、福祉サービスの供給も拡大し、平成9年に介護保険法が成立し、平成12年に全面施行され「介護」は、保健医療サービスと福祉サービスが総合的に受けられるサービスとして再構築され、仕組みが大きく変更された。基本的なサービス提供方法について、それまでの行政がサービスの対象者と内容を定める措置制度から、利用者がサービスを選択して自らの意思に基づき利用する仕組み(以下「契約制度」という。)へと変更された。これによって、介護サービス事業は、サービス選択の保障を図るため、多様な経営主体により提供されることとなり、サービスの種類や内容の多様化も進むこととなった。

社会福祉事業は、かつての措置制度上では、公的責任により行われる事業であり、純粹性(社会福祉法人は、なるべく社会福祉事業のみを経営すべきである)または公共性(経営主体は、本来、国や地方公共団体等の公的団体であるべき)を担保するために、社会福祉法人制度が作られたが、現在、サービス取引の対価を得て行われる介護事業においては、純粹性も公共性も必要ないのであるから、社会福祉法人が行う社会福祉事業であるからといって、医療保険業(介護事業)が法人税の非課税であるとの取り扱いは、同様の事業を行う民間の営利法人が課税されていることと比較して、公平性を欠くものである。

障害者施設についても、補助金により運営されていたときは、実費弁償であったが、障害者自立支援法の施行により、支援費制度(契約制度)へと変更されたため、介護報酬から収入を得ることとなっている。民間の営利法人の参入はないが、NPO法人とは競合することとなり、これについても同様である。

5. (新) 消費税簡易課税制度の見直し

簡易課税制度を次のように見直すべきである。①適用要件を撤廃して事前の選択届出制を廃止、すべての納税者が利用できるようにする。②みなし仕入率は全事業区分の課税仕入率の平均を下回るような単独数値を採用する。

平成元年、消費税導入時における簡易課税制度は「納税事務の簡素化とコストの軽減のために税額の算定を容易にして欲しい、という中小企業からの要望に基づいて採用された措置であり、消費税の導入を容易にし、かつその定着を図ることを目的としていた」とされている。

その後、数回の改正を経て現在の「適用上限 5,000 万円、みなし仕入率 6 区分」となったが、これにより簡易課税制度による事業区分判定は、複雑となり小規模事業者にとっては新たな事務的負担が生じている。

そして、簡易課税制度については益税問題が従前より指摘されている。会計検査院の資料では、全ての事業区分においてみなし仕入率が課税仕入率の平均を上回り、特に第 5 種事業(みなし仕入率 50%)の課税仕入率平均が 32.4% とその差が顕著である。

以上のような点をふまえると簡易課税制度については「みなし仕入率大幅引下げ、事業

区分簡素化、最終的には廃止」といった意見が挙げられているのは当然ではある。

しかしそもそも租税制度は「効率・簡素の要請」にも応えなければならない。消費税における事務負担の軽減は、現在でも要請されており、今後の免税点引下げなども睨み、最大の問題点である益税問題を解決し納税事務の簡素化とコストの軽減を図りながら、簡易課税制度を維持すべきである。

上記の見直しにより益税は解消される。納税者は益税ではなく「損税（本則課税制度よりも税額が多く計算される）」が予想されるが、それは事務手続きの簡素化で納税者が得た経済的利益に対する応益負担と考えることができる。あとはこの制度を納税者の権利として行使するかどうかをそれぞれ納税者が判断すればよい。重要なのはたとえ「損税」を払っても納税事務の簡素化というメリットが上回る、と判断できる「納税者の予測可能性を簡易な制度で保障」することである。

II 所得税に関する事項

1. 所得控除を見直すこと

1) 基礎控除を大幅に引上げるべきである

基礎控除には、課税最低限を規律する役割があり、日本国憲法第 25 条において「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と謳われていることから、所得税に所得再分配機能が求められているとしても、個人の最低生活費部分を課税の対象外とする必要があることから、基礎控除は今後も存置したうえで、その水準の適否を検討すべきである。

1965 年当時はこの基礎控除額は 13 万円で生活扶助額よりも高額であったが、生活扶助額が毎年改正されるのに対して、基礎控除の引き上げは数年に一度改正されるだけで 1977 年からは社会給付と逆転し始め、1995 年以来 38 万円のままで変わっていない。この金額は、今日では生活扶助基準額の 50~60% となっており、極めて低いものである。

また、ドイツでは憲法裁判所が 1992 年に課税最低限と生活扶助基準の一貫性の必要性を認め、生活扶助費を大幅に下回っていた所得税の課税最低限を違憲と判断し、1996 年改正で基礎控除を倍増し、その後も増額していることにも留意するべきである。

したがって、基礎控除額を健康で文化的な最低限度の生活を営むために生活扶助基準額程度の金額、つまり、現状の倍額程度まで引き上げるべきである。

2) 基礎的控除を整理すべきである

基礎控除と同じく課税最低限を規律する役割を持つ基礎的控除としての配偶者控除、

扶養控除を見直す（整理・縮小）にあたっては、適切な基礎控除額を設定することによって、最低生活費部分への課税が及ばないよう配慮する必要がある。

現行の配偶者控除については、配偶者に一定の所得がある場合に、配偶者自身に基礎控除を適用し、なおかつ、納税者本人に配偶者控除を適用すると、結果として二重控除となることから、片稼ぎ世帯との間で不公平を生じることとなる。配偶者控除の額を基礎控除の額を下回る水準とすることで、二重控除の問題は相対的に解消できる。

また、扶養控除については、その扶養親族の対象となる者をみると、幼児、年少者、学生、未就労の学生のほか、老人も含まれ多様である。そのうち年少扶養親族については、こども手当の導入と引き換えに廃止された経緯があるが、現在では当該こども手当自体が廃止され、児童手当に戻っている。児童手当も金額的に十分な水準であるとはいえないため、年少扶養控除を復活させるべきである。また、老人扶養親族については、社会保障制度の整備が進んできていることや老齢年金が支給されていることからも、扶養控除の対象から外すことも検討するべきである。なお、扶養親族に一定の所得がある場合には、その親族自身に基礎控除を適用し、なおかつ、納税者本人に扶養控除を適用すると、配偶者控除と同様に二重控除の問題が生じることから、扶養控除の額を基礎控除の額を下回る水準とすることで、解消するべきである。

また、これらの基礎的控除は、子育て支援を拡充する観点から、配偶者控除を縮減し、扶養控除を拡充したうえで、さらに、所得水準に応じて控除額を遞減する消失控除を導入するべきである。

社会保障政策により補完することを条件として、課税単位の在り方や事業所得者の専従者給与制度の在り方など他の事項を十分に考慮したうえで、検討するべきである。

3) 寡婦控除及び寡夫控除を「未婚のひとり親」にも拡大すべきである

寡婦控除及び寡夫控除の適用は、夫及び妻と「死別又は離婚した者」を対象としているが、未婚のひとり親についても適用を認めるべきである。厚生労働省が公表した「平成 25 年国民生活基礎調査の概況」によると、ひとり親家庭の 54.6% が相対的貧困の状況にある。ひとり親の経済状況は厳しく、本来であれば社会保障による給付制度によって支援されるべきものであるが、緊急に税制面から救済を図る必要性は高く、未婚・離婚・死別によって担税力が異なるものでは無い。さらに、平成 25 年 9 月の最高裁判決においても「婚姻、家族の在り方に対する国民意識の多様化が大きく進んだ」と指摘し、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の半分と定めた民法の規定を違憲としていることからも、婚姻歴を適用要件とする合理性は無く、「未婚のひとり親」についても適用を認めるべきである。

また、見直しにあたっては、寡婦と寡夫の適用要件は統一するものとし、控除額も同額とすべきである。

2. 給与所得を抜本的に見直すこと

1) 確定申告と年末調整の選択制を導入すべきである

年末調整は申告納税制度の本来の趣旨には逆行する措置であるといった批判がある。支払者における年末調整事務負担を軽減し、納税者意識を醸成する観点から、確定申告との選択制を導入すべきである。

所得者の大部分を占める給与所得者は年末調整制度によって納税意識が著しく低下しており、所得税法における所得控除の意義、垂直的水平性を担保する超過累進税率、各種税額控除の意義などを意識することなく、年末調整時の還付金だけに着目している有様である。全ての給与所得者が確定申告をすることは事務手続き上、混乱を引き起こすため現実的ではないが、例えば給与所得の源泉徴収票に所得税率表を記載する等の様式改訂をおこなうことも、納税者意識を向上させる一つの手段であるといえる。

2) フリンジ・ベネフィットに対する課税の適正化を図るべきである

フリンジ・ベネフィット（給与所得者に対し、給与以外に提供する経済的利益）は、法律上所得として課税されるべきものである。しかし現実には、多種多様のフリンジ・ベネフィットの内容、範囲等が国税庁長官の発する所得税基本通達等で定められており、それによって課税の適否が判断されることになるため、租税法律主義に反する点で問題視されている。さらに、金銭での給与と比較すると、同等の経済的利益を得ている者に同等の税負担がなされないという水平的公平性に反する点と同時に、より多額の金銭給与を得ている者がフリンジ・ベネフィットを多く得ていると考えられるため、より多額の経済的利益を得ている者により多額の税負担がなされないという、垂直的公平性に反する点でも問題視されているので、全てのフリンジ・ベネフィットに対して課税するべきである。

3. 土地・建物等の譲渡所得に対する課税は総合課税に一元化した上で、損益通算及び繰越控除を認めるべきである

本来、所得税法は純資産増加説に立脚した総合課税を原則としているため、所得の種類を問わず、担税力に応じた課税が行われるべきであり、土地・建物等の譲渡による損失に損益通算及び繰越控除が認められないことは、担税力を失った部分に課税が及ぶことになり適当ではなく、所得税制上、大きな問題が生じている。平成16年度の税制改正からの現行税制によって不動産の有効活用が進まず、空き家問題等の弊害が生じている現状に鑑み、土地・建物等の譲渡所得に対する課税は総合課税に一元化した上で、その譲渡によって生じた損失については、無条件で損益通算及び繰越控除ができるよう改めるべきである。なお、長期保有の場合の譲渡益と短期保有の場合の譲渡損については分離課税を維持する等

の一定の配慮を行うべきである。

4. 特定役員退職手当等の課税を見直すべきである

平成 24 年の改正により、特定役員退職手当等については 2 分の 1 の軽減措置が廃止された。しかし、更なる公平を期すためには、退職所得控除額を適用させず、これを給与所得とみなして課税すべきである。

5. 居住者が年の途中で死亡した場合の準確定申告書の提出期限を、相続税の申告書提出期限とすべきである

現行の準確定申告書の提出期限は、相続の開始を知った日の翌日から 4 月以内となっている。しかし通常の場合において、相続人は被相続人のその年の確定申告書の作成と相続に関する手続きを並行して行うこととなる。また、準確定申告書と相続税の申告書の作成は密接な繋がりがあり、遺産分割協議の確定にも影響を及ぼすものである。相続人にとって準確定申告書の作成は特殊な申告であり、申告事務及び相続手続きなどを一定期間に負っており、相続人の事務負担の軽減をはかるべきである。また、その提出期限が 4 月以内でなければならない特段の理由も見当たらない。したがって、その提出期限を、相続税の申告期限とすべきである。

6. 不動産所得に係る損益通算の特例は廃止すべきある

土地等に係る負債利子によって生じた不動産所得の損失については、バブル期に地価高騰対策と過度の節税への対策として設けられ、平成 4 年以後は損益通算が認められていない。

しかし、土地等の借入金利子負担により、現実的に資金が流出しており所得のないところに課税する結果となっている。また、平成 10 年度改正によって、法人税においては新規取得土地等に係る負債利子の課税の特例が廃止されており整合性が保たれていない。現在は創設時と比し地価は下落している。したがって、この制度は早急に廃止すべきである。

7. 復興特別所得税を廃止し、所得税に吸収すべきである

復興特別所得税は平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの 25 年もの長期に渡るが、その対象期間に根拠性が乏しく、世代間公平に反している。また源泉徴収が前提と

なる給与や報酬、利子等に係る所得税についても課税される上に、税率も 2.1%と計算が煩雑で、源泉徴収義務者の事務負担も大きくなるため、所得税の税率を見直す等により復興財源を確保したうえで復興特別所得税を所得税に吸収するべきである。

8. (新) 税率構造の見直しをより一層図るべきである

これまで所得税の税率は税率構造の見直しにより大幅な累進緩和がおこなわれてきたが、所得税には所得再分配機能の発揮が求められるところ、高額所得者における所得税負担率の累進性を喪失するとともに納税者間の所得格差が拡大している現状がある。平成 27 年より税率区分を 7 段階に、最高税率が 45%になったものの、最高税率適用対象者は納税者全体の 0.1%に過ぎず、その効果は限定的である。したがって、高い税率の適用所得区分を前倒しするなどのプラケット調整も含めた税率構造の見直しにより、所得再分配機能の強化と累進性の回復をより一層図るべきである。

III 法人税に関する事項

1. 法人税の欠損金の繰越控除の期間を無期限に延ばし、欠損金の繰越控除の制限をなくすべきである

諸外国の欠損金の繰越控除期間は例えばイギリス・ドイツは無期限、アメリカは 20 年であり、それに比して日本の控除期間は現行 9 年で、平成 27 年度税制改正で 10 年に延長されるとはいえ短すぎる。継続して申告書を提出している限り無期限であってもいいはずである。企業再生のためにも無期限に延長することが望ましい。

平成 23 年度税制改正により大法人の欠損金の繰越控除に制限が設けられ、控除限度額は所得金額の 80%となり、平成 27 年度税制改正により、限度額の上限は 65%となり、さらに 2 年後に 50%に引き下げられることとなったが、欠損金の繰越控除は法人の資本の維持や担税力等を考慮して認められている制度である。これに制限を設けることは、担税力のない法人に課税することになり租税制度の本質を歪めこととなるため、即刻廃止すべきである。

2. 法人税法関係特別措置に係る適用額明細書を廃止すべきである

平成 22 年度税制改正により法人等関係特別措置については適用額明細書の提出が義務づけられた。この適用額明細書の添付が申告書にない場合、租税特別措置の適用ができない

という税理論の構成を逸脱している制度になっており、提出を適用の要件とすることで、その確実な添付を担保しようとするものだが、添付漏れや記載ミスなども考慮し、不添付や虚偽記載が故意のものであると認められない限り、正しい適用額明細書の提出があれば、法人税関係特別措置の適用ができるため運用について不透明な部分も多い。

更に、この適用額明細書の成果として、平成27年2月に「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」が国会に提出されているが、別表1の情報と各措置法の適用に係る別表の数字を関連づければ、この適用額明細書の内容は網羅され、この明細書を添付せずとも、その集計はさほど困難ではないと思われる。

従って、租税特別措置法の適用状況を網羅的に把握できる仕組みでもなく、納税者の手間をいたずらに増やすだけの、この適用額明細書の提出制度は廃止または見直すべきである。

3. 役員給与の「原則損金不算入制度」をただちに改めるべきである

役員給与は支給実態のないものを除き原則損金算入と改正すべきである。

また、非同族会社にだけ利益運動給与を認め、あるいは非常勤役員の半年棒なども届出なしで認めるなど、役員給与税制に関して同族会社だというだけで差別的な取り扱いは即刻廃止すべきである。

確定決算主義のもと、定款等の枠内で支出された役員給与を損金不算入とする理論的根拠は存在せず、支給方法いかんで役員賞与を認定し、損金不算入とする現行の取り扱いは、『利益処分の役員賞与』という概念がなくなり、役員賞与も職務執行の対価（役員給与）と規定する会社法とも矛盾する。このような課税の公平に反する取り扱いは撤廃し、公平な税制を再構築すべきである。

4. 退職給付引当金の損金算入制度を創設すべきである

法人税法において使用人の退職に際し支払う退職一時金については、実際に使用人に支払った退職一時金及び中小企業退職金共済など外部の機関に拠出した掛金が損金算入される。一方将来の退職一時金の支払いに備え企業会計上、計上が要求される退職給付引当金については損金算入が認められるべきである。

法人税法は販管費・一般管理費等の期間費用の損金算入に関しては償却費を除き債務確定主義が採られている。そして退職給付引当金については、退職という事実が生じない限り債務が確定していないとして、損金算入を認めないと説明がなされている。

法人税法において債務確定主義が採られているのは、課税の公平の見地から、発生の可能性が不確実で金額についても合理的に算出できない費用を恣意的に損金に算入すること

を認めないと趣旨であると考えられる。

しかし退職給付引当金については、労働協約等により退職金の支払い義務が定められ、支払うべき金額も容易に算定可能である。加えて企業会計上も負債性引当金としてその債務性を認め、適正な期間損益計算を行う見地からも計上（オンバランス化）を求められている。

それにも拘わらず具体的な給付事由（退職の事実）が発生しておらず債務が確定していないという一点のみをもってその損金算入を認めないことは、法人税法の趣旨を曲解するものである。

また、税制上、退職給付引当金の損金算入を認められないことは、企業が退職金の支払いに充てるための資金を企業内部に留保するといった企業にとって当然の経済活動を阻害することになる。

従って、課税の公平という原則に留意しつつも、一定の基準で計算した範囲内で退職給付引当金の損金算入を認めるべきである。

5. 貸倒引当金の繰入について損金算入を認めるべきである

平成23年度税制改正において、貸倒引当金制度は適用法人が銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等に限定された。

貸倒引当金は、適正な資産評価及び損益計算のために計上されるものであり、企業会計原則において、予想される将来の危険に備えた会計処理として認められている。したがって適用対象法人を限定することなく、貸倒引当金の繰入について損金算入を認めるべきである。

また法人税法上、損金算入が認められる個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額は、会社更生法の厚生計画認可決定等一定の事由が生じた場合の回収不能見込み額など厳格に規定されている。このような回収不能見込み額は実質的に担税力を失っているので、個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入を全ての法人に認めるべきである。

6. 同族会社の留保金課税制度を廃止すべきである

留保金課税制度は、特定の同族会社に対して利益配当の繰延べに対処するため、更には、懲罰的課税の意味合いを持たせるため創設されたが、中小企業においては内部留保を蓄積し、財務体質を強化することが企業命題で、また上場会社においても配当をしていない場合があり、課税の公平が著しく損なわれている。資本金1億円以下の法人は対象外と制度が緩和されたとはいえ、この規定の適用を受ける法人もあるため、完全に廃止すべきである。

7. 受取配当等については全額益金不算入とすべきである

受取配当等の益金不算入制度は、新設された当初は益金不算入割合が 100%であったが、関係法人株式等については昭和 63 年に 80%となり、平成 11 年に 50%に縮小された。平成 26 年度税制改正により、完全子法人株式等については全額益金不算入だが、関連法人株式等については負債利子が控除され、その他の株式等は 50%、非支配目的株式等は 80%、証券投資信託は全額が益金算入となっている。

完全子会社株式等、関連法人株式等以外の株式等について益金不算入割合が縮小されている主な理由として、投資目的で取得されることが多く、投資から生じた果実である配当を全額益金不算入とすることがなじまないことがあげられている。

しかしこの制度の趣旨は、法人擬制説に拠る我が国の法人税制において二重課税を排除するために設けられたものであるため、保有割合によって差異を設ける理由はなく、負債利子控除はそぐわない。

従って完全子会社株式等及び関連法人株式等以外の株式等についても二重課税を排除するため、益金不算入割合を従前の 100%とし、一律全額益金不算入とすべきである。

8. 特例民法法人から移行した一般財団・社団法人の公益目的支出計画に基づく寄附金等のうち未実現の評価益に係る部分については、全額損金算入とすべきである

特例民法法人から移行した一般財団・社団法人のうち、公益目的財産を有することとされた法人については、国が認可をした公益目的支出計画に沿って、その公益目的財産を他の公益法人等へ寄附等により支出をしなければならないが、この公益目的財産の算出については、資産の時価評価がなされるため、未実現の評価益部分についても、この寄附金等による支出をしなければならない。しかし、この寄附等については一部損金不算入となる部分も生じるため実現していない評価益部分を基礎とする寄附等であるため、そこに担税力及び資金的裏付けが無く、この評価益部分に係る寄附金については損金算入とすべきである。

9. (新) 公益法人等に対する課税を見直すべきである

公益法人等については、原則として、課税とすべきである。

法人税法において公益法人等は、法人税法第 5 条 1 項に限定列挙された 34 の収益事業のみが課税対象となり、また第 5 条 2 項において 34 の収益事業に該当しても公益目的事業の

場合や、一定の障害者や寡婦が事業従事者の半数を占める場合などにも収益事業に該当しないといった除外規定が設けられている。

この公益法人税等の収益事業の範囲については、法制定当時から半世紀が経過しており、限定列挙された業種が古く、公益法人等が行う収益事業を全て網羅していると言えない。さらにこのように収益事業を限定列挙し、除外規定を設けるという方法は、収益事業に該当するかどうかが分かりにくく、予測可能性が保障されているとは言えない。

したがって公益法人等については、原則課税とし、非課税となるものを限定列挙する方法に改めるべきである。

また特に公益性が高い法人について、収益事業が本来事業に該当し課税対象から外すべきものについては、国税庁などによる承認を受けた法人のみが免税となるような制度を検討すべきである。

10. (新) 身体障害者等を雇用する場合の非課税について取扱いを明白にすべきである

法人税法施行令第5条第2項第2号《身体障害者等を雇用する場合の非課税》「公益法人等の行う収益事業に該当する事業において、その事業に従事する身体障害者等がその事業に従事する者の総数の半数以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているものは収益事業に含まれない」とあるが、この事業とは障害者が直接従事する就労支援事業（生産活動）に関するものであり、法人の行う障害福祉サービス事業は、障害者が役務提供を受ける事業である（障害者はこの事業の利用者となる）のに、含まれるとされ、非課税とされるケースと含まれないとされ課税されるケースがある。このように取り扱いが様々であることは公平性を欠くため、「この『事業』については法人ごとに判断するものではなく、事業ごとに判断するものである」というように、明白に規定する必要がある。

11. (新) 欠損金の繰戻しによる還付期限を延長すべきである

現行の規定では、欠損の生じた事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度の所得に対する法人税額のみが還付の対象となっているが、これを延長すべきである。

法人税は本来、法人の生涯所得に対して適正に課税されるべきであるところ、法人は継続を基本として運営されているため人為的に一年以下に区切り申告納付している。

法人の所得には当然に浮き沈みがあり、累計利益額が同じであっても、利益の波によつて課税される法人税額が異なるのは問題がある。

これを是正するためには、繰戻還付の対象期間を延長すべきである。

12. (新) 減価償却方法については選択制を維持すべきである

減価償却の方法を定額法に限定すべきとの意見があるが、定率法は定額法に比較した場合、設備投資の初期段階において多額の減価償却費の計上が可能である為、投下資本を早期に回収することができ、また維持修繕費が遞増する耐用年数の後期には減価償却費が減少し、毎期負担を平準化することができるという特徴がある。

設備投資を継続しておこなう企業は資金の早期回収が必要であること、また金融機関の融資期間が法定耐用年数より短いことを考慮すれば、特に中小企業においては減価償却の方法を限定することは新規設備投資が極端に困難になるなどの過大な影響が懸念される。その為、減価償却方法については選択制を維持すべきである。

IV 消費税に関する事項

1. 「請求書等の保存」を要件とすべきである

仕入税額控除における帳簿及び請求書等の保存の要件に関しては、帳簿又は請求書等に記載されている情報を総合することにより、立証すべき事実が確認できればこれを認めることとすべきである。

したがって、原則として請求書等の保存を要件とし、重複事項となっている帳簿の記載要件を緩和すべきである。

帳簿に記載すべき事項と請求書等に記載すべき事項は相互に重複しているにもかかわらず、条文上、これらを帳簿及び請求書等のそれぞれに全て記載した上で双方を保存しなければ仕入税額控除を認めないとといった規定になっている。

現実的な経済取引においては情報の重複はなるべく避けることで効率よく事務処理を行うことが一般的であり、帳簿と請求書等は相互に情報を補完する形で重複した記載をしない場合も多々あることに鑑みれば、全ての項目を法の求める要件通りに帳簿及び請求書等に記載することは事業者に多大な事務負担を強いることになる。

2. (新) 全事業者を納税義務者とし基準期間を「当該課税期間」とすべきである

すべての事業者を「課税」とし、事業者免税点制度を廃止すべきである。また、簡易課税の適用については基準期間ではなく当該期間の売上高が基準売上高を超えるかどうかによって判断すべきである。

事業者免税点制度は、小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例制度であるが、消費税導入から既に27年が経過し、その計算方法も周知され

ていることや他の税金と比べて消費税の税務執行コストは低いことから、益税問題を解決する手段として、すべての事業者が消費税の納税義務者になるべきである。

また、基準期間が設けられた理由には、その課税期間に係る消費税の事務をスタートする上で前々事業年度に判断を求めるに都合が良かったこと、また自分が課税事業者か否かを事前に判断しておかないと転嫁との関係で不都合であるということが挙げられていた。これらによると、当該期間の売上高に関係なく納税義務が発生する場合とそうでない場合が生じ、その課税期間における事業規模を反映せず極めて不合理である。

3. 「一括比例配分方式」は廃止すべきである

仕入税額控除の計算について、課税の公平を欠く一括比例配分方式は廃止すべきである。

仕入税額控除に関しては、本来は全ての事業者が「個別対応方式」によるべきであることは言うまでもない。しかし、実際には事務負担に配慮するといった形で比例配分方式を認めたために、損税と益税が同時に発生する制度的矛盾をかかえることとなった。

【図解】

課税仕入に係る消費税	個別対応方式 (A)	一括比例配分方式 (B)	(A)と(B)との差異
①課税売上のみ対応分	全額控除	課税売上割合で控除	(1-課税売上割合) ×①の損税
②非課税売上のみ対応	控除なし	課税売上割合で控除	課税売上割合 ×②の益税
③共通対応分	課税売上割合で 控除	課税売上割合で控除	差異なし

さらに言えば、課税売上と課税仕入の発生時期を調整し、かつ、個別対応方式と一括比例配分方式の都度選択を許すと、損税の発生を可能な限りおさえ、益税のメリットのみを生ずることができるよう配慮することで合法的な租税回避が可能となることから一括比例配分方式の選択には2年間の継続適用要件が付されている。しかし、実際には2年継続した後においては再び有利不利の判定を行うことができ、しかも個別対応方式による処理が可能であるにもかかわらず有利不利判定のもと計算方法を選択している例が見られることなど、結局はその恣意性・操作性を排除しきれていない。

4. (新)「電気通信利用役務の提供」を受けた場合の仕入税額控除を認めるべきである

登録国外事業者以外の国外事業者から提供を受けた、「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の「電気通信利用役務の提供」を受けた場合の仕入税額控除を認めるべきである。

平成 27 年 10 月 1 日以降、電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準が見直され、その役務の提供が国内取引に該当するかどうかの判定基準が、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地から役務の提供を受ける者の住所等に改正された。

国外事業者が国内向けに行う「電気通信利用役務の提供」は国内取引に該当することになり、消費税の納税義務が生じることとなった。「事業者向け電気通信利用役務の提供」については国内事業者が納税義務者となり、「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外のものについては、国外事業者が納税義務者となり、日本の税務署に申告・納税を行うこととなった。しかし国外事業者のうち登録国外事業者でないものから「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の「電気通信利用役務の提供」を受けた場合には、国内取引として消費税が課税されるにもかかわらず、経過措置により、当分の間、当該役務の提供に係る課税仕入れについて仕入税額控除を制限されることとなった。

この制限は、登録国外事業者以外の国外事業者が消費税を付加しておきながら、実際に消費税を納税するか不透明なための措置と考えられるが、それは徴収の問題であり、その皺寄せを仕入側に被せるべきではない。

5. (新) 仕入税額控除にかかる推計課税を導入すべきである

消費税には、売上高とともに仕入税額控除にも推計課税を導入すべきである。

仕入税額控除は、やむを得ない理由等がある場合を除き、帳簿及び請求書等の保存がない場合は一切認められず、最高裁では帳簿等を税務調査時に提示しないことはその保存要件に当たらないと判決された。しかし、法人税や所得税について推計課税の必要性が認められる場合には、課税標準について推計が行われる。消費税の本質は付加価値に課される税であることから、消費税の課税標準は「売上高 - 仕入高」と解すべきである。

したがって、やむを得ない理由等がなく帳簿及び請求書等の保存がない場合には、推計によることが合理的である。

7. インボイス方式の導入に反対である

消費税の複数税率制の導入、現行消費税制における「益税」の解消のために検討されているインボイス方式の導入には反対する。

付加価値税たる消費税の納税額計算は、売上の付加価値税から仕入の付加価値税を控除して算出する。インボイス方式のもとでは、この仕入税額控除を行う際に、税率や税額等が記載された「インボイス」を集計して計算する仕組みである。つまり、原則として納税

する事業者はインボイスが無いと仕入税額控除を受けられない仕組みとなっている。

このことは現行の帳簿方式に比して、請求書や領収書等の発行に加えて別途インボイスを発行し、さらにインボイスを集計して保存するといった新たな業務が必要となり、事業者の事務負担を一層増大させることになる。

また、インボイスが無いと仕入税額控除が受けられないということは、課税事業者のみがインボイスを発行する方式であればインボイスを発行する権限のない免税事業者が、商取引から排除されかねない危険性が存在する。取引価格が同じであるならば、仕入税額控除の対象とならない免税事業者からの仕入が避けられる恐れがあるからである。また架空インボイスを発行し相手方に仕入税額控除を不当に受けさせる脱税行為を誘引する恐れもある。これらはインボイス方式が抱える重大な問題点と思われる。

V 相続税・贈与税に関する事項

1. 非上場株式等について納税猶予の要件を見直し、適用しやすくすべきである

非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例は、中小企業者の事業承継に資するため、さらに要件を緩和し、より適用しやすい制度にすべきである。

中小企業の事業承継対策として導入された非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例は、適用要件の厳しさ、手続きの煩雑さから適用割合は低迷してきた。平成25年度改正において、要件・手続について一定の緩和が行われたが、更なる要件等の緩和が必要である。

雇用要件については、改正による緩和があったとはいえ、要件を満たすための雇用の維持によって、本来の経営に悪影響を与えるという本末転倒の結果にならないようにしなければならない。また、後継者について親族要件が廃止されたが、親族でない後継者が遺贈により取得した非上場株式等について相続税の納税猶予の適用を受ける場合は、相続税の2割加算対象者となることや非上場株式等以外の換金性のある財産を遺贈により取得することは考えにくいことを考慮し、親族でない後継者の場合のみ100%納税を猶予するなど、要件を緩和すべきである。

2. 財産評価の基本的事項を法令化するなど整備をすべきである

租税法律主義の観点から財産評価の基本的事項を法律本文で明確に定め、具体的な評価方法については法令で定めるべきである。

財産評価基本通達は、相続税及び贈与税の課税標準に直接影響を与えるものであるにも関わらず、評価方法が法令で定められておらず、通達への依存度が高く、課税庁の一方的

な判断により評価額が決定されて、納税者の法的安定性が損なわれる可能性がある。

3. 連帯納付義務を完全に廃止すべきである

相続税に係る連帯納付義務を完全に廃止すべきである。

平成 23 年、平成 24 年の税制改正において連帯納付義務の納税環境については改善されできているが、自己以外の相続人の納付義務が履行されないことにより、自己の税負担が増えるということは資金的にも心情的にも到底国民の理解を得られるものではない。

4. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は廃止すべきである

この制度は廃止すべきであり、平成 31 年 3 月 31 日以降の贈与について延長すべきではない。また、期限までの間において、贈与者が死亡した時において相続税を課税することで、類似の制度である結婚・子育て資金の一括贈与制度との取り扱いを統一すべきである。

平成 25 年度改正により教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が導入されたが、教育への支援は相続税法第 21 条の 3 の通常の教育費の贈与の非課税規定で十分目的を達成できること、まとまった資金を有する者を優遇することによって教育の機会均等を阻害するとともに、教育格差を助長するなどの問題がある。

また、類似の制度である結婚・子育て資金の一括贈与に関しては、租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 第 10 項により贈与者が死亡した日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額を受贈者が相続により取得したものとみなし、相続税が課税されるとされている。一方、教育資金の一括贈与制度に関してはそのような規定は存しない。

類似の制度であるのに相続税の扱いが異なるのは不合理であり、相続税を課することで格差を助長するなどの問題点を緩和する必要がある。

5. (新) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は廃止すべきである

この制度は廃止すべきであり、平成 31 年 3 月 31 日以降の贈与について延長すべきではない。

平成 27 年度改正により父母などから結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が導入されたが、結婚・子育てへの支援は相続税法第 21 条の 3 の通常の生活費の贈与の非課税規定で十分目的を達成できること、必要範囲を超えての贈与を促すことで所得再分配に逆行し、格差を助長するなどの問題がある。

VI その他事項

1. 少額減価償却資産（所得税・法人税）について見直しを行うこと

少額の減価償却資産に関する必要経費算入（損金算入）制度は以下の通り3つの制度が存在しており、しかも一律に取得価額基準で処理できるというわけではなく、適用要件の違いや経理・申告の方法の違い、あるいは地方税の課税への影響なども考慮しながら選択適用を行わなければならないため、判断に迷うことが少なくない。

略称	取得価格基準	趣旨	対象	備考	固定資産税
少額	10万円未満	事務負担配慮	不問	本法規定	課税対象外
一括	20万円未満	同上+激変緩和	不問	本法規定	課税対象外
即時	30万円未満	中小企業支援	中小企業	措置法規定	課税対象

そこで、簡素化のため、なるべく制度を統一すべきであると考えるが、

- ①少額減価償却資産の制度、一括償却資産制度、即時償却制度のうち前二者と後者とは制度趣旨及び対象企業を異にしていること
- ②取得価額基準を引き上げると個人事業者においては本法規定による減価償却は少額減価償却資産に限らず強制償却制とされており、しかも損失の繰越については法人よりも短く制限されているため、意図せぬ多額の早期償却を余儀なくされ、しかも資金の回収という減価償却本来の目的を果たせぬまま損失が流れてしまうと言った弊害を生みかねないことに鑑み、次のように要望する。

一括償却資産制度は廃止し、少額減価償却資産の取得価額基準を20万円に引き上げ、かつ、個人事業者については減価償却費に相当する損失の繰り越しについては一定の配慮を行うこと。

また、30万円未満の即時償却制度については現行通り青色申告者である個人と中小企業者である法人に限定し、措置法から本法規定に変更し、固定資産税（償却資産税）の課税対象から外す措置をとるべきである。ただし適用上限については政策的配慮を柔軟に行うため、措置法に規定を残すこととすべきである。

2. 社会保険診療報酬の所得計算の特例を廃止すること（所得税・法人税）

所得税及び法人税における社会保険診療報酬が5,000万円以下である場合等に概算経費

率により所得の計算をすることができる社会保険診療報酬の所得計算の特例は、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置と併せ、社会保険診療報酬のいわゆる「一点評価」の問題に対し、国民皆保険制度の定着のための政治的な判断から税制により配慮をしたことに端を発して設けられた制度だが、社会保険診療報酬の点数についてはその後数次の改訂がなされ、国民皆保険制度の定着も実現し、当初の制度目的は既に達成されているものと考えることができる。

中小保険医の公共性については現在においてもなお配慮する必要はあるが、これについては医療過疎地域で医療にあたる医師や医療法人への配慮等と併せ、また別な形での立法により対応すべき問題であると考えられ、正確な帳簿に基づく申告を是とする申告納税制度を否定する概算経費をあえて存置する理由にはなり得ず、課税の公平の見地からもこの特例は廃止すべきである。

3. 開業年における青色申告承認申請書の提出期限を緩和すること（所得税・法人税）

開業当初は税務上の届出期限についての理解が希薄であることも多く、青色申告の承認申請に係る期限を経過することが多い。そこで、開業年に限り、その承認申請期限を申告期限までとするべきである。

4. 納税者権利憲章を制定するとともに、国税通則法の目的規定を改正すること

我が国が加盟する OECD 加盟国 30 カ国のうち、24 ケ国において納税者権利憲章が定められており、G7 加盟国に限ると、租税基本法（租税手続法典）において納税者の権利に関して規定されているドイツを含めると、納税者権利憲章等をもって納税者の権利保護を明確に規定していない国は日本のみという状況である。

また、現在の国税通則法の目的規定（第 1 条）は、「国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする」として、租税債務確定を優先したものとなっており、納税者の権利利益を保護する視点が欠けている。

平成 23 年度税制改正法附則第 106 条には、「政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け引き続き検討を行うものとする。」と規定されているが、この趣旨に沿った改正が未だなされておらず、納税者主権の観点からの改正が急務である。

よって、納税者権利憲章を制定するとともに、国税通則法第 1 条（目的）に「税務行政の運営における公正の確保と透明性の向上」、「納税者の権利利益の保護」の文言を加え、納税者の権利利益の保護を法律において明記すべきである。

5. 印紙税を廃止すること

印紙税は経済取引に伴い作成される文書の背後にあるその取引によりもたらされる互いの利益享受に担税力を見出して、その取引に際して作成される契約書や領収書等に対して課税しようとするものである。しかしながら文書に担税力などなく、経済取引については既に消費税が課されており、印紙税は経済取引に対する二重課税であると考えられる。

また、印紙税法は申告という行為は一切必要とせず、納税者自らが課否を判断して税額の算定等を自主的に行い、所定の印紙税を納付するという「自主納付」の制度を採用しているが、印紙税法が課税文書・非課税文書を明確に区分する理論的根拠を有しないことにより、納税者が自身で印紙税の課税・非課税の判断を行うのに苦慮するケースが多い。

さらに、同じ内容の経済取引であっても電子文書には課税されないことから、IT化に伴う電子商取引によるペーパーレス化が進む大企業とIT化が進展しない中小企業・個人事業者との間に著しい不公平が生じてきている。

上述べたように、印紙税は課税の根拠が不合理・不明確であり、また課税の公平の観点からも印紙税を廃止すべきである。

6. (新) 債却資産税を廃止すべきである

現段階において、免税点を300万円（現行150万円）に引き上げ、将来的には債却資産税は廃止すべきである。

国内活力増進のため、設備投資に係る税制支援を推進すべきである。経済産業省の平成26年分の税制改正の要望事項、平成25年4月の国家戦略特区創設資料において、下記の通り記載されている。

- ・機械装置の新規取得を非課税とする。
- ・機械装置の長期保有分の評価額の最低限度（5%部分）を段階的に廃止する。

現在、政府の取組みは国内の設備投資を促進させ、国内経済を発展させることに重点をおいている中、それに付随する資産の取得に対して税制面からバックアップを実行すべきである。また、経済産業省の平成26年分の税制改正の要望書によると、先進諸国において、日本のみが債却資産に対する課税が行われている状況にある。この点からも、日本国内の中小企業の国際的な競争力を阻害している。

従って、現行から部分的な債却資産税の縮小・緩和をもって、廃止すべきである。

7. (新) 財産債務調書は廃止すべきである

平成 27 年度税制改正により、「財産債務明細書」が見直され、「財産債務調書」となり、平成 28 年 1 月 1 日以降、税務署長へ提出しなければならなくなつた。この財産債務調書は、従来の明細書とは異なり、提出が必須の法定調書とされ、またインセンティブとして申告漏れがあったときの加算税等の 5 % 加重軽減措置が盛り込まれるなど、既存のものとは全くことなるものとして創設されている。

確かに、財産債務調書により、旧制度である財産債務明細書の課題、すなわち、①保有財産の記載内容が概括的であるうえ、金額等の記載がないものも多く、課税当局において申告内容の検証に活用するには不十分である②提出率が 4 割程度にとどまっている、という課題が解消される。また、平成 27 年度で同じく創設された国外転出時課税制度において、適正公平な課税を確保するためには、財産債務調書は有用である。

しかし、財産債務調書は、将来の相続を見据えて、国外財産のみならず、国内財産・債務も含めた各種情報を課税当局が把握するための手段であることも事実である。なにより、財産債務調書には質問検査権が認められているが、これについては国税通則法の適用がない。財産債務調書の提出基準を鑑みると、これまで税務調査にあまり関係のなかった給与所得者についても税務調査の対象に含まれる可能性がある。そのような者にまで、法律上は事前通知等が不要な、この質問検査権を及ぼすことは納税者に不測の損害を与えることにつながりかねない。

よって、財産債務調書は廃止すべきである。